

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市都市マスタープラン改定懇談会設置要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）の改定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市都市マスタープラン改定懇談会を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 都市マスタープランの改定に関する調査検討を行い、意見を取りまとめる。</p> <p>(2) 構成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 2人以内 ・関係機関及び関係団体 7人以内 ・公募による市民 2人以内 <p>※必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。 ※懇談会の庶務は都市づくり課で処理する。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 都市づくりに係る専門的な知見及び市民意見を反映させることにより、改定都市マスタープランの内容の充実や透明性の確保などを図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年度 基礎調査、課題分析 令和5年度上半期 全体構想（骨子）の作成、市民意識調査等の実施 令和5年度下半期（予定） 全体構想（素案）及び地域別街づくり方針（骨子）の作成</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。